

「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」をご利用される際のお願い

- ① ワクチン接種の予約が取れた後、お早めに「新型コロナワクチンタクシー券」利用可能事業者一覧からタクシー会社にご予約ください。
- ② タクシー会社へ予約時に「新型コロナワクチン接種」とお伝えください。
- ③ 「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」は再発行できませんので紛失されないよう大切に保管してください。
- ④ 「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」はワクチン接種以外の目的ではご利用できません。
- ⑤ 乗車時には必ず「接種券」を乗務員にご提示ください。
- ⑥ 要介護・要支援の認定を受けている方、各種障がい者手帳をお持ちの方は、タクシー券の「介護・障がい等」□にチェックを入れて乗務員に手帳を提示の上、チケットをご利用ください。
- ⑦ 「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」はお釣りはできません。
- ⑧ 「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」利用での不足分についてはご利用者様でご負担ください。
- ⑨ 1回の乗車につき「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」おひとり1枚ご利用いただけます。
- ⑩ 「熊本市障がい者福祉タクシー利用券」との併用も可能です。
- ⑪ 「熊本市新型コロナワクチンタクシー券」のご利用可能期間は令和4年(2022年)2月28日(月)までとなります。

熊本市新型コロナワクチンタクシー券【利用者様にご記入いただく項目】

熊本市 新型コロナワクチン タクシー券		0304 000519 00 No. 750000	(取扱) 熊本市 タクシー 商事 (株)
年	月	日	
介護・障がい等	<input type="checkbox"/>	料金 500円	
有効期限	令和4年2月28日まで		
集券社	車号	署名	

- ① ご利用日をご記入下さい。
- ② 要介護・要支援の認定を受けている方、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は□に✓を記載して手帳を乗務員にご提示ください。
- ③ 利用者様のお名前を署名してください。